

平成29年3月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正によって、
学校運営協議会の設置が**努力義務**となりました。

※全国の小・中・義務教育学校コミュニティ・スクール・・・5,432校(全体の14.7%)
平成30年4月1日現在



みんなで取り組む
千葉の教育



学校・地域にあるたくさんの悩み！

社会では・・・急激な少子高齢化やグローバル化の進展に伴う激しい社会環境の変化
地域では・・・地域のつながりの希薄化、地域の教育力の低下
学校では・・・いじめや不登校、学習指導要領の改訂、学校における業務改善

コミュニティ・スクールを導入するまでは・・・

- 地域の声
 - ・地域で子供が騒いだり、ごみを散らかしたままにするので・・・
 - ・自分の経験を生かして、学校や子供たちをサポートしたいが・・・
- 学校の声
 - ・価値観が多様化して、学校の運営方針や諸課題について厳しい意見が・・・
 - ・子供の学習を深める時間、子供と向き合う時間を作りたいが・・・

コミュニティ・スクール

社会総掛かりで子供たちを育む

コミュニティ・スクールを導入すると！！

- ・学校任せにするのではなく、地域住民が学校とともに対応策を考えます。
- ・多くの大人の専門性や地域の力を生かした学校運営や教育活動が実現します。
- ・学校の現状や運営方針について理解が深まり、地域が学校の応援団になります。
- ・学校・家庭・地域の適切な役割分担により、子供と向き合う時間の確保につながります。

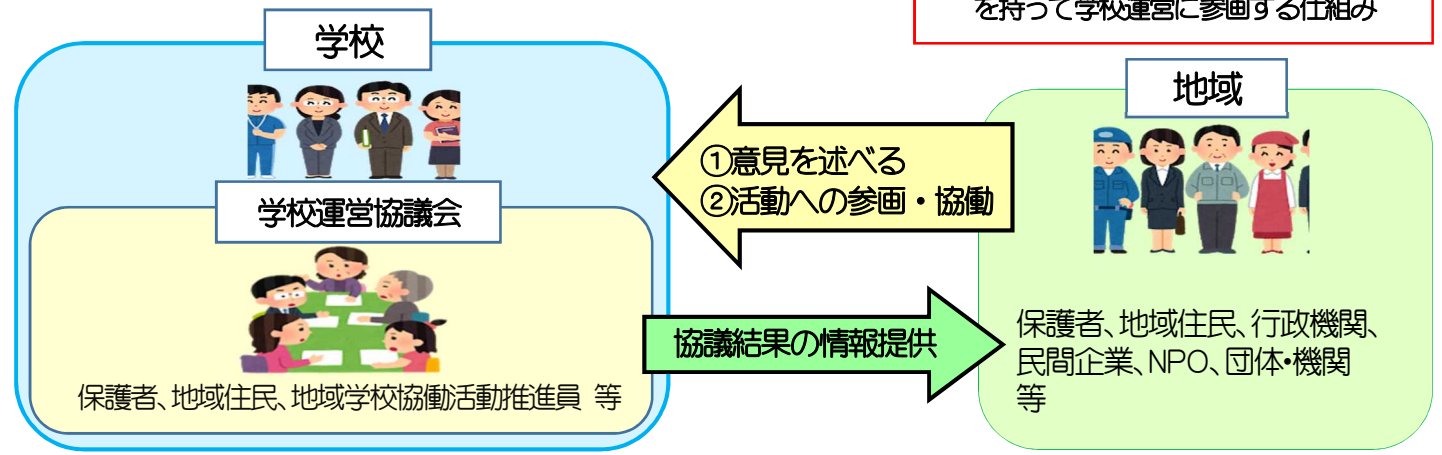


学校運営の味方を増やして、悩みを解決！

コミュニティ・スクールで

「広がる可能性」 「新しい時代の教育に対応」

コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の仕組み



学校運営協議会の役割 (地教行法第47条の6)

- 学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営について教育委員会又は、校長に意見を述べることができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

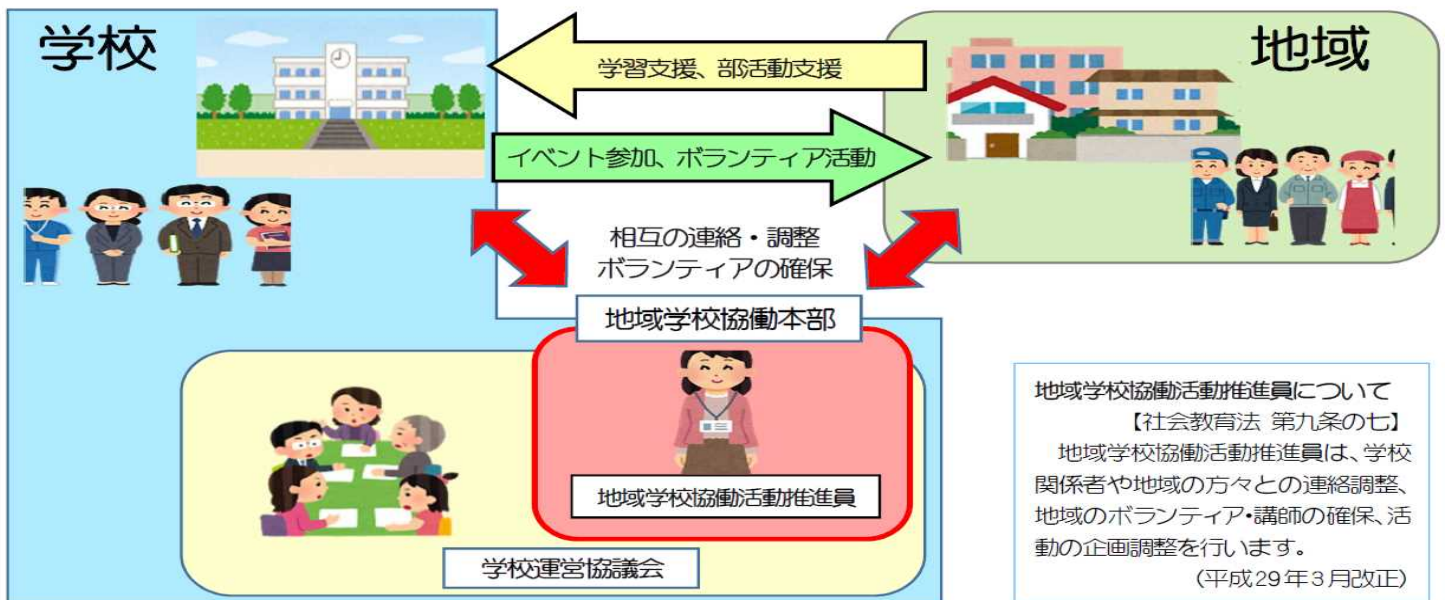
コミュニティ・スクールで地域とともにある学校づくり



コミュニティ・スクールに機動力をプラスするなら「地域学校協働本部」の設置を！

「地域学校協働本部」の設置

☆学校と地域がパートナーとして連携・協働する仕組み



「地域学校協働本部」の機能

- ①コーディネート機能 (学校と地域の連絡調整、ボランティアの確保 等)
- ②多様な活動 (より多くの地域住民の参画による特色のある取組の推進)
- ③継続的な活動 (多様な活動の継続的・安定的実施)

千葉県コミュニティ・スクール (平成31年4月1日現在)

- 【市川市】 幼稚園6園、小学校42校、中学校17校、義務教育学校1校、特別支援学校1校
 【習志野市】 小学校1校 【山武市】 小学校1校、中学校1校 【睦沢町】 小学校1校
 【長南町】 小学校1校 【君津市】 小学校1校、中学校1校

